

新型コロナ 危機対策

いのち・くらしを守る施策 最優先に

全世界で新型コロナウイルスの感染拡大が深刻さを増す中、日本でも都市部を中心に感染者が急増する中で7日、安倍晋三首相は「特措法」に基づく「緊急事態宣言」を発しました。

しかし、自粛要請による損失に対する「補償」が欠落する重大な欠陥が全国知事会をはじめ、各界から指摘されています。自粛要請に安心して応じられるためにも「憲法に基づく補償と一体」は当然です。感染拡大防止の実効性を確保するのか、安倍政権の本気度が問われています。

去る6日、西澤議員は野瀬町長に次の要請書を提出し面談しました。町長は「いい提案を頂きました。町の対策本部で検討したい」と応じました。

新型コロナウイルス感染拡大に関する緊急要請書

新型コロナウイルス感染の急速な拡大とその状況を受けた「自粛要請」で、社会、経済、教育、労働、事業経営など様々な分野で深刻な影響が表れています。とりわけ都市部や工場内などでのクラスター感染、若年層への感染の広がりなどの状況から、町内においても多大な影響の広がりと共に、町民の不安も募っています。

日本共産党の志位和夫委員長は政府に対し「自

粛要請は補償と一体」と提起し、多くの識者・ジャーナリスト、コメンテーターなども自粛、感染防止の実効性を高めるためにも「補償と一体」は不可欠だと発言しています。本町でも町で出来得る限りの支援策が今だからこそ求められています。

過日開催された甲良町議会臨時会において可決した「令和2年度一般会計予算の執行に関する付帯決議」を具体化し、以下の諸事項を緊急に要請いたします。

記

- 1、予算執行において、コロナウイルス感染拡大の影響で苦境に追い込まれている町民の暮らしと経営に直接支援となる施策を優先し、従前の枠にとらわれずに取り組むこと。
- 2、税等の徴収に関する法令・条例（下記参照）などを適用し、軽減、免除、あるいは徴収猶予の措置を講じること。収入減少などの状況に応じて減免の対象となることを周知すること。
- 3、湖東地域福祉・医療圏域において、検査・医療体制の強化に必要なマスク・人工呼吸器などの資材が充分いきわたるよう医療関係者・団体などと連携し、国・県に働きかけること。
- 4、小・中学校においては政府の専門家会議が

発表した「状況分析・提言」を受けて、文部科学省が公表した臨時休校の考え方を整理したガイドライン改訂版に基づき、県内・地域内の実情を慎重に見極めて対応すること。臨時休校を決断する場合はそのことで影響を受ける保護者や子供の受け入れ、学習の遅延など様々な事案の課題・対策を整理するとともに県・国に支援策を要請すること。

- 5、温水プール、香良の湯など、町施設について感染のリスクが高いとされる「3つの密」に該当するのではないかなど不安の声が寄せられているため、慎重なる検討のもと、専門家の意見を踏まえ、休業も含め実情に見合って判断すること。

以上

【参照】

- ※地方税法第15条（徴収猶予の要件）、及び15条の9（納税猶予の場合の延滞金の免除）
- ※甲良町国民健康保険税条例第24条（甲良町国民健康保険税の減免）
- ※甲良町税条例51条（町民税の減免）



自粛要請と補償には不可欠で！
感染拡大防止は！

甲良民報

2020年4月12日 784号
発行責任：日本共産党甲良町議員
連絡：甲良町在士373（西澤）
Tel：38-4949 Fax：38-2242

ご意見・ご要望をどうぞ。 ☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123 松元たけし 38-3875
©日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】